

Title	裁判員制度導入の意義と権威主義的パーソナリティ： 民主的司法参加とパーソナリティの関係についての考察のために
Sub Title	Meanings of introduction of saiban-in system and authoritarian personality : for discussion on relationship between democratic civil participation in justice system and personality traits
Author	藤田, 政博(Fujita, Masahiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2008
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.11 (2008. 12) ,p.327- 365
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾創立158年記念号上巻 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20081225-0327

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

裁判員制度導入の意義と権威主義的 パーソナリティ

——民主的司法参加とパーソナリティの関係についての考察のために——

藤 田 政 博

はじめに
裁判員制度とその導入の意義について
裁判員制度導入の意義についての考察
権威主義的パーソナリティと裁判員制度
終わりに

はじめに

パーソナリティと社会的背景

本稿は、司法制度に対する市民参加に対し、権威主義等のパーソナリティに関連する要因がどのように影響しうるかについて考察することを目的とする。司法制度に対する市民参加には、裁判員制度を念頭に置いている。ここでいうパーソナリティとは、心理学でいうパーソナリティのことである。心理学でいうパーソナリティとは、「個人とその物理的・社会的環境とのかかわりにおける個人差を規定する、ある特徴的な思考、感情、行動の様式」(Smith et al., 2003)とされる。そのため、本稿で「パーソナリティ」あるいは「人格」という場合、特に断りのない限り、一般的な意味での人間性や、法律行為の主体としての人格との意味は異なる意味のものとして用いることとしたい。

パーソナリティは、行動の個人差にかかわる要因であると考えられている

(Smith et al., 2003)。そのため、パーソナリティについて扱うことで制度や社会について考察しようとする場合、「そのような個人的あるいは人格的特性を持った人を排除するということにつながるか」といった疑問や、「個人的特性は個人内で閉じたものであるはずである。そのようなものが、社会とどのように関わるのか」といった疑問が呈示されることがある。特に、個人的要因であるパーソナリティ特性と社会との関係について考察しようとするときに、このような疑問が生ずる余地があるだろう。

前者の疑問については、それは得た知識の活用の方法の問題であるといえる。確かに、一定の人格を持つ人は社会的に望ましくないので排除するべきであるという思考に基づいてパーソナリティを行動の関係についての知識を使うならば、呈示された疑問のような懸念が当たる可能性がある。しかし、パーソナリティと行動との関連についての知識そのものは中立であり、その活用いかんによるのである。たとえば、権威主義的パーソナリティを研究したアドルノ他の著作においても、その研究の目的は、ファシズム的思想に共鳴しがちな人格傾向についての知識を得、それによって将来ファシズムが興った際に対応することができるようにというものであった (Adorno et al., 1950)。彼らが獲得した知見そのものは中立であり、ファシズムに対応するために活用することも、権威主義的パーソナリティを持った人物を識別して排除するために用いることもできるだろう。後者のような使用方法はもちろん倫理的に推奨できないものである。しかし、どのように使用するかについては使用者の手にゆだねられており、最初に権威主義的パーソナリティについての知見を見いだしたアドルノ他の研究者たちの手にはない。

後者の疑問については、パーソナリティは確かに個人内に保持された特性であるものの、その形成過程は単にその個人のうちにとどまらない、その個人が置かれている状況の影響があると考えることが可能だろう。たとえば、(Adorno et al., 1950) がつとに指摘しているように、ある人格はそのとき特有の社会的背景を伴って出現してくると考えられる。たとえば、権威主義的人格を持つものであれば、「(権威主義的人間の類型) の人間は、……高度に産業化された社

会に特徴的な観念と手法とを、様々な非合理的もしくは反合理的な信念に結びつけているように思われる。」(p.3)

すなわち、個人の人格は一定の行動に影響を及ぼす個人ごとに異なる要因であると考えられるものの、その形成過程においては当該個人の置かれている社会及び取り巻く関係等の状況に規定されるという考えである。この考え方は、歴史を前提とした人間認識では容易に承認されるようにも思われる。しかし、科学化された近代の心理学では、方法論的個人主義を突き詰め、かつ個人内の心理過程にその原因を求める傾向が非常に強い¹⁾。

本稿は、権威主義的パーソナリティと民主主義的司法参加制度のアドルノ他の研究によって焦点が当てられた、社会的状況や環境がパーソナリティ形成に与える影響を考察するとともに、最終的には、他のパーソナリティとどのように関連しているかそして権威主義的パーソナリティが生み出される社会背景との関連を考察することを目的とする。

その第一歩として、本稿では権威主義的パーソナリティについてその概要を振り返る。その上で、権威主義的パーソナリティが民主主義的司法参加制度への参加に関してどのような影響を持っているか、先行研究を参照しつつ展望を得る。権威主義的パーソナリティと陪審員や陪審の行動についての研究が多く行われてきた、主として米国の研究に焦点を当てる。それが陪審等の市民参加との関係でどのような関係があるかについての展望を得ることを目的とする。

1) 心理学の諸領域内におけるこの例外が社会心理学であると思われる。しかし、社会心理学の主領域となっているのは対人関係に関わる領域である。すなわち、個人の行動や社会的態度が他者からどのように影響を受けているか、あるいは個人が他者の行動や社会的態度がどのように影響を受けるか、という問題に焦点を当てている。とすると、やはり社会心理学でも主要な関心は他者から影響を受ける個人、または個人から影響を受ける他者の個人内過程にあることがほとんどである。その一つの要因は、個人が周囲の状況から影響を受けて個人内で人格を形成していく過程が複雑であり、さらに周囲の状況を特定して因果関係を明らかにしたり、周囲の状況を含めた人格形成のメカニズムを特定することは非常に困難であることも考えられるであろう。現に、アドルノ他の研究では、権威主義的パーソナリティの形成要因として家庭環境をあげているが、それについては後に批判を受けている。たとえば、(Jost, 2004)などを参照。

その先行研究についての展望を得た上で、日本独自の裁判員制度との移動を考察していくことで、パーソナリティとの関係を考察する際の基盤の一部を形成していくことが可能になるだろう。

もちろん、他国における日本と異なった民主主義的司法参加の制度に関して得られた知見を裁判員制度における市民の行動に当てはめるのは、両制度の主要な異同点に気をつけながら考察したとしても、仮説に過ぎないことになるだろう。その仮説は最終的には調査や実験によって経験的証拠を用いて検証されなくてはならない。最後に、その点についてももう一度触れ、今後の課題を確認した上で本稿を閉じることとしたい。

裁判員制度とその導入の意義について

制度の概要

ではここで、多くの読者の方にとっては旧聞に属することになるように思われるが、本稿で論を進める前提となるため、裁判員制度についてその概要をまとめておきたい。

裁判員制度は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下「裁判員法」）等を根拠として行われる制度で、重大事件の刑事公判に市民が入り、裁判官とともに公判に立会い（裁判員法52条）、評議を行い、判決を言い渡すものである。法令の解釈や刑事手続に関する判断は裁判官のみで行うが、事実の認定、刑の量定、法令の適用については裁判官と裁判員とで判断する（裁判員法6条）。公判では、裁判員が証人に対する尋問（裁判員法56条）を行うことができ、被害者や被告人に質問することもできる（裁判員法58条乃至59条）。裁判員は判決の宣告にも立ち会わなくてはならない（裁判員法63条第1項）。

裁判員法がその対象とする重大事件とは、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、または裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（裁判員法2条）である。対象事件に相当する事件は、最高裁判所の資料によると平成15年2,646

件、平成16年3,791件、平成17年3,633件、平成18年3,111件、平成19年2,643件とおおむね年3,000件程度であり、全国の地方裁判所における通常刑事事件のうち約3%前後²⁾である。

評議体は原則として裁判官3人と裁判員6人であるが、裁判所の決定によって裁判官1名と裁判員4名の評議体によって公判と評議を行うことも可能である(裁判員法2条2項及び3項)。裁判員制度では陪審法と異なり被告人による辞退は認められず、対象事件は自白事件・否認事件を問わず裁判員裁判が行われることになる。

裁判員の負担に配慮する規定もあり、実際に裁判員の負担を考慮して、大型案件の場合には事件をいくつかに区切って別々の裁判員団とともに裁判官が公判立会・評議を行える、区分審理が認められることとなった(裁判員法第5章)。

裁判員制度は、主として2009年5月21日から開始される(裁判員法附則1条)。名簿の調製等については、それよりも半年ほど早く施行される(附則1条2号)。近時の政治的状況からその実施は予断を許さない状況となっているものの、順調に進めば、もうまもなく裁判員制度が実施され、公判前整理手続を経ると2009年の夏から秋には、最初の裁判員公判が行われることになるといわれている。

制度の導入とそれに対する市民の社会的態度

司法制度の中心的過程に対して市民が参加するチャンスが訪れようとしている。すなわち、大正12(1923)年から昭和18(1943)年まで行われていた³⁾陪審制度以来、刑事公判の判断に直接市民が関わることとなるチャンスである。

市民の司法参加は、それ以外にも検察審査会や調停委員などの形で行われてきた。また、正確には司法への参加とは言えないが、海難審判などの行政審判においては、学識経験者が審判官と同じ権限で審判に参加する(海難審判法14条、

2) 平成19(2007)年では、全国の地方裁判所の通常刑事事件は97,826件であり裁判員制度対象外となる事件が全体の97.3%を占めている。

3) 当初5年間は準備期間で、陪審公判が始まったのは1928年からであった。

16条4項）専門参審に近い参加形態など、様々な形で行われてきた。また、平成18年から施行された労働審判法では、学識経験者が労働審判員として参加できる（労働審判法9条）。しかし、一般から幅広く抽籤で選ばれた市民が裁判に参加する機会としては65年ぶりと言える。

ただ、そのチャンスは、必ずしも歓迎されていない。たとえば、平成17年（2005）年2月の内閣府による世論調査では、裁判員制度に対しては「あまり参加したくない」という回答が34.9%、「参加したくない」という回答が35.1%であり、合計すると70%が参加したくないと回答していた。その際の理由としては、複数回答を許容した際の上位の回答が「有罪・無罪などの判断が難しそうだから」を挙げた者の割合が46.5%、「人を裁くということをしたくないから」を挙げた者の割合が46.4%などの順となっている。

しかし、内閣府が平成19（2007）年に発表した裁判員制度特別世論調査の参加意向では、「参加したい」（5.6%）、「参加してもよい」（15.2%）、「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるをえない」（44.5%）、「義務であっても参加したくない」（33.6%）、「わからない」（1.2%）という結果となっている。

この質問項目の調査方法上の問題⁴⁾を考慮すると、この回答から読み取れそうなのは、迷いなく参加したいという回答は20%強、迷いなく参加したくないという回答が33.6%、ということであろう。いざとなれば参加する市民は過半数となるかもしれないが、喜んでという訳でもないというのがここから読みとれることであろう。

4) この結果の解釈については、選択肢が「参加したい・したくない」という意向の問題と、義務感の問題をあわせて聞いているため両者が混交しており、この回答としてどの程度の参加意向があるのか最終的に把握できないという調査方法上の問題点を指摘することができる。しかも、回答の割合が最も多い「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるを得ない」という項目は、参加・非参加反対方向の社会的態度を一つの文で尋ねる質問となっている。そのため、この回答に賛成した回答者が、肯定的な態度を持つのか否定的な態度を持つのか一義的に明らかではない。このように調査方法上大きな問題を抱える項目であるため、解釈者によって肯定的な参加意向を示すものであるととらえられたり、国民は参加したくないと考えていると否定的にとらえられたりといった無用の混乱を生じさせていると言えるだろう。

このように、裁判員制度はやっかいな義務と考えられており、そのために裁判員制度そのものを実施しないこととするよう求める意見もある。確かに、実施のための条件整備やさらに国民的理解を得ることが必要であろう。しかし、義務感と参加意向を混交させた質問項目で測定した結果を基に議論することには若干無理がある。

近時筆者らが行った社会調査では、参加意欲と義務感が混交した質問項目で測定することを避けるため、参加意欲、参加についての自信、義務感に関する社会的態度を別々の質問項目で尋ねることをした(岡田・仲 & 藤田, 2006a)。具体的には、「裁判員として積極的に参加したい」「裁判員になることには自信がある」「裁判員になることは国民の義務である」という質問項目である⁵⁾。これらの質問項目を含む質問紙を、裁判員制度に関する概要を説明した文書とともに国内3都市の市民1,500人⁶⁾に送付し、296人から回答を得た。回答の選択肢は、「そうは思わない」「あまりそうは思わない」「どちらとも言えない」「ややそう思う」「そう思う」の5段階であった。

その結果では、「裁判員として積極的に参加したい」という質問については、「そう思う」「ややそう思う」の2項目をあわせた回答は39%、「そうは思わない」「あまりそうは思わない」はあわせて42%であり、比較的拮抗していた。一方、自信については、「そう思う」「ややそう思う」をあわせると21%、「そうは思わない」「あまりそうは思わない」はあわせて51%であり、自信がないとの回答が過半数であった。3番目の質問項目である義務感については、「そう思う」「ややそう思う」をあわせると33%、「そうは思わない」「あまりそうは思わない」はあわせて37%であり、ほぼ同じ割合であった。若干そう思わないという回答が上回っているが、誤差の範囲と考えることができる。

5) この調査においては、参加意欲や裁判員制度に対する評価の他、法制度や刑事公判に関係する心理学的知識、権威主義等の人格傾向についても尋ねた。詳細については、(岡田・仲 & 藤田, 2007)のほか、(岡田・仲 & 藤田, 2006a) および(岡田・仲 & 藤田, 2006b)を参照されたい。

6) この1,500人は、選挙人名簿から無作為に抽出した。

以上の調査からは、参加の意欲、義務感については肯定・否定比較的拮抗していたものの、裁判員となる自信については、過半数が自信がないとの回答であった。たしかに、筆者らが行った調査は、内閣府や裁判所の行った調査と比較すると回収率が低い。そのため、比較的裁判員制度に関心を持っている層が回答してきている可能性がある。しかし、参加意向については「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるをえない」という回答を肯定の回答と考えると参加意向が高まっていると言い切ることもできないが、その回答を単純な否定と考えると7割が否定的と考えるのも総計であることが示唆されるだろう。実態としては、参加意欲や義務感については肯定・否定が拮抗し、自信についてはないと考える市民が過半数と考えるのが穏当であるように思われる。

参加に対する社会的態度の変容

以上のように、巷間いわれているほど市民は裁判員制度についての参加に否定的と考えるのも、また半数以上が容認しているとも若干総計であろう。しかし、たとえ市民が参加前に否定的な社会的態度を持っていたとしても、それは参加後に肯定的なものになりうる可能性がある。

たとえば、アメリカの陪審研究においては、陪審員として裁判に参加した前後で陪審参加についての社会的態度が変容したかどうかについて調査が行われている（Tapp, 1987）。それによると、刑事陪審に参加した市民は、無視できない程度の社会化（socialization）を示し、他の市民参加的活動（投票等）についても、肯定的な社会的態度を持つようになったとされている。また、参加していない人が司法参加について考えたときに否定的になる傾向は、日本でも検察審査会について見られている（内閣府政府広報室, 1990）。内閣府のこの調査では、やはり回答選択肢に複数の要素が混交しているという同じ調査方法上の問題がみられるものの、もし自分が選ばれたとすると検察審査会に参加したくない（「あまり（全然）気乗りはしない」）と回答した市民は68.2%に達している⁷⁾。

このように、裁判員制度に関する調査でもそれほど意欲を見せていない回答者が7割くらいいるのは、検察審査会と比較するとそれほど驚くには当たらない

いであろう。したがって、むしろ問題なのは、我々がさまざまなコストをかけて実現するだけの意義を裁判員制度に見いだせるかであろう。それを議論する方が、単なる時期尚早論や様々な国民性を理由とした導入否定論を展開するよりも、我々が我々の社会をどうとらえ、どのような方向に導いて行くべきかについての考察が深まる景気を与えられ、議論そのものとしても実り多き者になるように思われる。

制度導入の意義について

ではここで、裁判員制度導入の意義について振り返っておこう。

裁判員制度導入の意義は、いうまでもなくこれまで職業裁判官のみによって判断されていた刑事裁判に、市民が参加していくところにある。では、市民が参加することによる意義はどのようなところにあるだろうか。以下では、裁判員法に体现されている、司法制度改革審議会意見書の際からの市民の司法参加の意義について振り返ったうえで、社会心理学の集団意思決定の側面からみた市民が加わることの意義について複数の側面から考察してみたい。

そして、以上の考察を踏まえた上で、裁判員制度の導入・司法への市民参加と権威主義的パーソナリティとの関係について考察を進めていきたい。

裁判員法における目的

裁判員法は、1条で法定の目的を規定している。それによると、「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の特則その他の必要な事項を

7) このような調査結果が存在するにも関わらず、検察審査会廃止論や検察審査会導入は時期尚早であったという議論が特に盛り上がっていないのは、単に検察審査会が裁判員制度ほど人々の耳目を集めていないからであろうか。いずれにしても、調査方法論上より妥当な方法で調査を行い、その結果に基づいた議論が望まれるところであろう。

定めるものとする。」とされている。

この規定からすると、法律上裁判員法制定の目的とされるのは、「司法に対する国民の理解の向上」と「その信頼の向上」、つまり司法に対する国民の信頼の向上、これらに資することが前提とされている。

それを前提とすると、裁判員制度導入の目的として焦点が当たっているのは参加する国民であり、裁判官ではなく、被告人でもない。また、判断の精度の向上や裁判に社会常識を取り込むということも、法の正式な規定には盛り込まれていない⁸⁾。したがって、法の条文上はそれらの目的は裁判員法では特に対象としていないことになるだろう。

もし市民を加えることで裁判についての精度の向上や冤罪の防止等を目的として掲げれば、「これまでの裁判では判断の精度が悪かったのか」という批判や「これまでの裁判は冤罪の温床となっていたのか」という批判が生じうるからであろう。人数が増えることと判断の制度の関係については後に譲るが、確かに判断が行われる以上、本来有罪であるべき者を無罪とする誤り、および本来無罪であるべき者を有罪とする誤りが生ずる確率はゼロとはならないだろう。これは人間が判断する者である以上、やむを得ないものである。したがって、それは市民を刑事裁判の判断に加えることによってもゼロにすることはできず、とすれば、冤罪防止を目的に掲げることはできなかったと考えることができる。冤罪を防ぐ上で大事になるのは、捜査から公判までの間で可及的に冤罪を防ぐ制度運営を維持した上で、万一冤罪が起こった場合にもそれに迅速に対応し、判断が修正できる制度運営を実現していくことであろう。

8) 近時の最高裁平成19年10月16日第一小法廷決定では「刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要である。ここに合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。」と判示された。ここで「一般人の判断」や「社会通念上相当」等の語句を用いず、あえて「健全な社会常識」としたところから、この判示に裁判員裁判の実施をにらんだ意図を読み取ることも可能であろう。

また、判断に社会常識を取り込むことを法の目的として正面から掲げると、「ラフ・ジャスティスになるのではないか」という批判を受ける可能性がある。その意味で前注の最高裁判所決定は踏み込んだ判示をしたと評価することもできる。法律制定に当たっては、「ラフ・ジャスティス」のような懸念を容れないために、明示的に社会常識を取り込むことをうたうことを避けたと思われる。

被害者についても述べられてはいないが、裁判員制度は判断者についての新しい市民参加制度であるために、新たに当事者に準ずる者として被害者が参加するかどうかは、別の制度として論じられるべき事項であることからすれば、裁判員法の目的としてはのぞいておくことが穏当な判断であると思われる。

それらに対して、国民の理解の増進と信頼の向上に資するという点は、国民参加の効果として争いが少なかったと推測される。これまで掲げてきたような、批判と議論を巻き起こす論点と比較してこれらの点を掲げることは法律を成立しやすくする上で役立ったと思われるし、国民参加の効果として想定される点として、裁判員法導入の主目的として妥当であると思われる。上記で掲げた(Tapp, 1987)の研究からも、市民の司法参加によって市民が「社会化」することが予測される⁹⁾。

また、裁判に対する信頼や、裁判そのものについての正統性についてもより深く承認される可能性があるだろう¹⁰⁾。

以上の検討からすると、様々に考えられる市民の司法参加に関する意義のうち、法律成立時に合意可能であった事項として裁判員法の目的が制定されたと考えることができるであろう。

9) もちろん、これが日本においても成立する議論なのかどうかについては日本独自の調査を行う必要がある。制度が開始していない以上、そのようなデータをとることはできないため、ここで示したのは仮説にとどまる。

10) 米国陪審研究の実証的研究のレビューから裁判の正統性について論じた研究として、(Hans, 1986)などを参照

司法制度改革審議会意見書における目的

上に掲げた裁判員法の目的は、司法制度改革審議会の意見書（司法制度改革審議会, 2001）を下敷きにした裁判員法の検討によって生み出されてきたものであると考えられる。そこで、司法制度改革審議会の意見書に戻って、裁判員制度導入に当たって市民の司法参加の意義についてどのように考えられていたかについて振り返ってみたい。以下、この節において特に断りのない引用文は、司法制度改革審議会意見書からのものである。

今般の司法改革において国民の司法参加が推進された目的

司法制度改革審議会意見書によると、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」（司法制度改革審議会設置法〈平成11年法律第68号〉第2条第1項）ことを目的として設置された。21世紀の我が国の司法制度の在り方について検討するために、まず我が国の「国のかたち」について考察し、そしてそれにふさわしい制度の在り方について考察し、その後具体的な制度の設計について意見が述べられるという構成になっている。

その構成にしたがってみていくと、21世紀の我が「国のかたち」を考える上での基本の方針として、「法の精神、法の支配がこの国の血となり肉となる、すなわち、『この国』がよって立つべき、自由と公正を核とする法（秩序）が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになる」ことが目的として掲げられている。その上で、「司法制度を構成する諸々の仕組みとその担い手たる法曹の在り方をどのように改革しなければならないのか、どのようにすれば司法制度の意義に対する国民の理解を深め、司法制度をより確かな国民的基盤に立たしめることになるのか」という問題を設定した。

この問題の設定の仕方からすると、法の精神や法の支配が我が国にあまねく浸透すること、それが最終的な目的と設定されながらも、司法制度を改革する

こと、そして国民の理解と司法の国民的基盤を堅固なものとするのが、当初からその目的の一部として考慮されていたように読める。すなわち、法秩序があまねく我が国に行き渡らせるためにどのような方法があるか様々に検討した結果、国民の司法参加や司法制度の国民的基盤の充実という方法にたどり着いたという訳ではなく、国民の理解を深めること、そして国民的基盤を充実させることは、その当初より想定されていたと考えることができる。あるいは、審議会における議論を経て編まれた最終報告書においては、執筆の時点で目指すべき最終的な結論がすでに明らかであるために、その結論に向かって多少後付的な形になったとしても、最終的な結論に向かって一貫した形で一緒が編まれるよう配慮した結果このような形での記述となったものとも考えることができる。

そして、司法への参加が必要とされた背景については、以上の他にも「統治主体意識の涵養」という観点から理由付けがなされている。すなわち、21世紀の我が国社会の姿として、端的に「国民は、重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい簡素・効率的・透明な政府を実現する中で、自律的かつ社会的責任を負った主体として互いに協力しながら自由かつ公正な社会を築き、それを基盤として国際社会の発展に貢献する」と結論を述べた上で、近年続けられてきた諸改革の基底的前提として「このような諸改革は、国民の統治客体意識から統治主体意識への転換を基底的前提とするとともに、そうした転換を促そうとするものである。統治者（お上）としての政府観から脱して、国民自らが統治に重い責任を負い、そうした国民に応える政府への転換である」と述べている。裁判員制度への参加がためられる一つの理由として、人を裁くことの責任の重さがあげられているが、それは、この「国民自らが重い責任を負う」ことが可能かどうか、多くの市民が現在迷っていることを示すものと解釈することができるだろう。

国民自らが進んでそのような「重い責任」を負い、自らの社会は自らが担っているという意識を体現していくとき、その意識のことを「統治主体意識」と読んでいるのではないかと思われる。

そして国民の役割としては、「統治主体・権利主体である国民は、司法の運営に主体的・有意的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならない」とされ、その国民がなすべき役割を果たす制度として、「国民は、一定の訴訟手続への参加を始め各種の関与を通じて司法への理解を深め、これを支える」とされ、「司法の中核をなす訴訟手続への新たな参加制度として、刑事訴訟事件の一部を対象に、広く一般の国民が、裁判官と共に、責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入する」こととされ、裁判員制度導入について言及されている。

それを踏まえて「Ⅳ 国民の司法参加」のセクションでは、「21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。」としてここで再び統治客体意識の問題性とその克服について言及されている。続けて「国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる。」として国民が司法の運営により深く関わることで国民の理解が進むとともに国民にとって裁判の過程がわかりやすくなることがその意義としてあげられている。ここで摘示された国民の理解が進むことが、裁判員法の1条でも目的の一つとして条文上示されている。

そして、参加の形態としては、「国民が司法に参加する場面において、法律専門家である法曹と参加する国民は、相互の信頼関係の下で、十分かつ適切なコミュニケーションをとりながら協働していくことが求められる。」とし、信頼の重要性について指摘している。と同時に、互いのコミュニケーションによ

る協働をその本質として指摘している。それに続けて「司法制度を支える法曹の在り方を見直し、国民の期待・信頼に応える法曹を育て、確保していくことが必要である。国民の側も積極的に法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えていくことが求められる。」と述べることで、意見書は、表現を変えながら国民が積極的に司法に参加していくことへの期待を表明している。さらにこのような国民参加がきわめて重要な司法改革の一翼を担うことを次のような表現で呈示している。「そもそも、司法がその機能を十全に果たすためには、国民からの幅広い支持と理解を得て、その国民的基盤が確立されることが不可欠であり、国民の司法参加の拡充による国民的基盤の確立は、今般の司法制度改革の三本柱の一つとして位置付けることができる。」

裁判員制度導入の意義についての考察

以上みてきたように、裁判員法では裁判員制度導入の意義を司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に求めていた。そして、裁判員法を制定する際の下敷きになったと思われる司法制度改革審議会意見書では、裁判員制度導入の意義を最終的には法の支配の精神が我が国に行き渡るようにすることを最終的な目標としていた。そのためには国民が統治客体意識を脱して統治主体意識を持つようになることが意識としては必要であり、参加の具体的態様としては法曹を信頼しつつ適切で豊かなコミュニケーションをとりながら積極的に参加していくことが要請されていた。

司法制度改革審議会意見書のうち上記で引用した限りでは参加によって裁判そのものに対する信頼が増進することや裁判の正統性がより強く感じられるようになることは明示的には述べられていなかったが、「国民からの幅広い支持と理解を得」る等の表現のうちに、これらの意味を読み取ることも可能だろう。

このようにして裁判員制度を通して国民が司法過程に参加していくことには、統治過程への参加であると考えられていることがわかる。そして、統治

主体意識の涵養のためには単に受け身でいて誰かに教えられることで自ずから意識が芽生えるのではなく、司法の過程に積極的に参加していくことで、それが統治主体意識を涵養することになることもそこに含意されているということができらるだろう。

このことは、心理学の古典的な論点の一つである「我々は悲しいから泣くのか、泣くから悲しくなるのか」という問題を想起させる。すなわち、我々は常識的には内面で主観的に感じられた感情や認知が元になって、それが行動を誘発するという一方向の因果関係のみを意識して考えている。しかし、実際にはその経路のみでなく、我々がどのような行動や表情をとっているかということが、我々の感情や認知に影響しているという逆方向の因果関係も存在し、両者がフィードバックしあって感情や認知と行動との間に因果的連関をもたらしているという考えである。

これは突飛な考えではなく、実際に我々が行動¹¹⁾から感情や認知が影響を受けていることについては、「顔面フィードバック仮説」(Tomkins, 1962)が唱えられ、実験を通じても確かめられている(Strack, & Martin, 1988)。また、これと類似の仮説にはBemの自己知覚理論(Bem, 1967)があり、我々は表情と感情などの比較的シンプルな過程についてのみではなく、自らの社会的態度など自己がどのようなものであるかという認知についても自らの行動から無意識のうちに推測しているとされる。

であるとすれば、まずは統治主体意識をじっくり涵養して、それで初めて国民の積極的な司法参加も実現される、という一方向の因果関係のみではなく、国民が司法に参加することによって統治主体意識が醸成されてくるという逆方向の因果関係についても意識しておく必要があるように思われる。

そして司法過程へ参加することによって現実の裁判に触れ、それと同時に自らが責任を持ってその一翼を担っていると感じながら参加することが、参加した国民の自己認識に影響し、統治主体意識が醸成されるという関係も想定され

11) この場合の行動には顔の表情の取り方などを含む。

る。もちろん、これは現時点で仮説に過ぎず、社会調査等の経験的証拠によって確かめられる必要があるだろう。

そして、重要な社会的決定過程に積極的に参加することの重要性については、エーリッヒ・フロムの議論を想起させる。フロムは、「人間が積極的に社会過程に参加するときのみ、人間は現在かれを絶望—孤独と無力感—にかりたてているものを克服することができる。」(Fromm, 1941)と述べた。もしフロムの認識が過去のものとなっていないなら、裁判員制度は積極的な社会参加の一つの方法となるに違いない。そして、裁判員として選ばれる可能性のある国民すべてが孤独と無力感にさいなまれているというのは大げさかもしれないが、積極的に社会過程に参加することで、より新しい生き方をするきっかけが得られるかもしれない。そして、そのような市民が多く現れていくことで、日本の社会が変容し、司法制度改革審議会意見書がいう21世紀における我が国の司法をはじめとした在り方が実現されてくるのかもしれない。

積極的に参加することの重要性

前項の最後では、積極的に参加していくことに関して若干の希望も含めた観測を述べたが、それを措くとしても、法曹との相互信頼の元、十分なコミュニケーションをとりながら協働していくという参加の在り方を達成するためには、参加する国民が積極的な態様で望むことは制度導入の趣旨に照らしても必須であるように思われる。そしてそのための条件整備が済されなければならない。すなわち、再び意見書によれば、「司法参加の場面で求められる上記のような法曹と国民との十分かつ適切なコミュニケーションを実現するためには、司法を一般の国民に分かりやすくすること、司法教育を充実させること、さらに、司法に関する情報公開を推進し、司法の国民に対する透明性を向上させることなどの条件整備が必要である。」

司法をわかりやすくすることは参加の前提条件である。司法が国民にとってわかりにくければ、積極的以前遺産かそれ自体が危うくなってしまいうだろう。これについては法曹三者による公判・評議運営の方法が数多くの模擬裁判を通

じて模索されているところであり、準備期間も相当経過したところで、側聞する限りでは相当の進歩がみられているとのことである。

また、裁判員に対する説示や法廷で用いられる用語をはじめとした言葉を、裁判員にもわかるかたちで説明していく必要があり、そのような取り組みについての成果も出てきている¹²⁾。このような取り組みについては十分理解されていないがための批判もみられるものの、説示の具体的内容をどのようにするかと同様に、裁判員制度を実施する上で必要なものと言えるだろう。実施の段階まで至った際に必要なのは、裁判員にどのような説示を与えるべきかについての抽象的な議論ではなく、目の前にやってきた裁判員候補者に対してどのような言葉を用い、どのような陥りやすい間違いに気をつければ誤解が少なく専門的議論の内容を伝達できるかという具体的な指針だからである。

そのほかに、最高裁判所をはじめとした各地の裁判所が質問紙調査や面接調査を行い、いつの時期なら参加可能か聞き取っていることも、積極的参加を実行に移す上で必要なことであると言えるだろう。

積極的参加を理念として華々しく掲げたあと、その実施には上記のような地道な作業の積み重ねが必要になってくるからである。

集団意思決定上の意義

以上は、裁判員法の規定と司法制度改革審議会意見書での議論からみた裁判員制度導入の意義について考察してきた。それでは、意思決定の質や能力といった観点から、市民が判断者として加わることに意義があるかについてはどのように考えられるのであろうか。

この点については、集団意思決定について、また陪審の意思決定についての社会心理学的検討を参照することが役に立つだろう。

集団の大きさと意思決定の正確さに関する古典的な研究（Ziller, 1957）によると、2人から6人集団においては、人数と判断の正確さについて線形の関係

12) たとえば、(古江他, 2006)、(日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム, 2008) など。

がみられた。すなわち、人数が増えるにつれて性格さも増大するという結果になっていた。ただ、決定の選択肢が多い課題が与えられた場合、4人集団と5人集団では単に線形とは言えなくなっていた。

以上は、研究者が正解を設定したという正解のある課題についての研究結果である。そのため、刑事裁判とは若干状況が異なるかもしれないが、6人までであるなら、人数が多いほど意思決定の品質が高まることを示すデータとして扱うことができるだろう。

また、そもそも市民による評議というのは優れた意思決定方法なのだろうか。この点についてつとに批判や疑問が呈示されてきた米国では、陪審の意思決定能力についての研究が行われてきた。それらを展望した(Hans, 1986)によると、陪審員は証拠の理解する力が十分あり、たとえばインディアナ州で行われた201件の刑事陪審の事件についてみると、陪審の決定に対してもっとも効果を持っていたのは証拠の量であったということであった。陪審の決定が裁判官の説示から外れることはあっても、それはきわめて限られた例であり、かつそれは陪審員が説示を理解していなかったからではなく、当該事件において何が公正かを陪審員なりに考えた結果であると結論している。

また、よく心配される陪審員は感情に流されるという議論も、通常の多くのケースには当てはまらず、両当事者の証拠が拮抗しているときにのみ、場合によってみられることがあることを示唆している。それは証拠によっては決しかねた場合に頼る方法として活用されたと考えられ、陪審がはじめから自らの感情にしたがって判断しているわけではないと述べられている。

この本において様々な研究を展望した結果、この本の著者は刑事陪審は今後も続く可能性が高いだろうと予測している。しかし、民事陪審については、高度に専門化された事件や複雑な事件、証拠が膨大な反トラスト法関連の事件が係属された場合には、陪審によらない裁判を当事者が望むことがあることを指摘している。

以上よりすれば、専門家と市民がともに評議する参審型の評議体についてはさらに調査等が必要であるものの、市民が入ることで評議体の人数が増えれば、

それは裁判体の決定にとって有利に働く可能性があると考えられる。

権威主義的パーソナリティと裁判員制度

権威主義的パーソナリティ

これまでのセクションで、裁判員制度導入の意義について考察してきた。そして、市民が参加することの意義として、民主的制度に参加することによって統治主体意識を涵養すること、その際には積極的な態様によって参加することで導入の目的に近づく可能性があると考えられる。

裁判員制度が、市民に対しより開かれた司法を志向し、それがより民主的でフラットな社会に向かう方向のものであるならば、実施や運用の上でそこに参加する市民の権威主義的パーソナリティの傾向が障害となる可能性がある（岡田・仲真紀子& 藤田, 2007）。なぜなら、権威主義的パーソナリティは、因襲主義、社会的に正統性ある権威あるものに対する盲目的服従、権威主義的攻撃性など、相互信頼に基づくオープンで豊かなコミュニケーションを行っていく上で妨げとなる可能性のある特性を多く含んでいるからである。

本稿の冒頭で検討したように、パーソナリティはそれを持つ個人だけの問題ではなく、それを生み出す社会の背景があることがある。すなわち、「パーソナリティは社会環境の圧力のもとで成長するものであり、その母体となる社会的全体からはけっして切り離すことができない。」（Adorno et al., 1950）（p.17）とはいえ、社会の背景とパーソナリティ、さらにそれと民主的司法参加の関係について、因果関係の網の目を特定することや、影響のメカニズムを確定することは容易ではないだろう。しかし、その影響関係の一部でも特定することは、我々が民主的司法参加の制度を運用していく上での助けとなるだろう。

それでは、本稿で考察の対象としようとしている権威主義的パーソナリティとは何であろうか。現在も連綿と続く研究の源流となった（Adorno et al., 1950）を中心とし、まずはその内容について紹介していこう。

権威主義的パーソナリティとは

権威主義的パーソナリティについては、たとえば「極端に偏見が強くステレオタイプのな性格」という定義もある（中島他, 1999）。確かにそれは一面をとらえているものの、これだけでは権威主義的パーソナリティの内容を言い表しているとは言い難い。そこで、後にアドルノの研究を引きながら、その内容についてさらに補っていこう。

同書では続けて「アドルノらは第二次大戦中のドイツにおけるユダヤ人大量虐殺をもたらした反ユダヤ主義の心理的要因について研究。潜在的独裁性はメンタルな面でも精神的な面でも人格の深いところに根ざしていると考え…」としている。この記述からは、権威主義的パーソナリティがファシズムをもたらした要因について探求しようとした過程から生まれたことをとらえているが、若干の、しかもよく見られる誤解があるのは、アドルノらの研究が支配者の側のパーソナリティについて探求しようとした研究であるという点である。

たしかに、権威主義的パーソナリティの研究では反ユダヤ主義傾向、自民族中心性、ファシズム傾向、といった傾向を測定してそれらの関係について検討したものである。しかし、独裁的な権力を用いるファシズムの中心的人物についての研究ではなく、ファシズムが興った場合にそれについて行きそうなフォロワーの人格的特徴についての研究であった。

このことが意味するのは、アドルノ他が関心を持ったのは、ファシズムの中心的人物が再びでないようにするにはどうしたらよいか、ということでもなければ、そのような人物の性格的特徴を見分けて早々に社会から取り除くにはどうすればよいか、ということでもなかった。

ファシズムが成立するためには、その思想の宣伝にしたがっていく多くのフォロワーが必要である。そして、ファシズム的宣伝に共鳴する傾向を持った人物には、どのようなパーソナリティ上の特性があるのか、というのが彼らの立てた問題であった。

それでは次の節で今日の権威主義的パーソナリティ研究の基礎を築いたアド

ルノ他の研究について振り返っていききたい。

アドルノ他の研究

以下では（Adorno et al., 1950）によってアドルノの研究について概要を把握することにとめたい。本節で特に断りのない引用については、同書によるものである。

アドルノについて

アドルノは、20世紀前半から中葉を中心に活躍したフランクフルト学派を代表する研究者であり、彼自身もユダヤ系であった。1930年からフランクフルト大学社会研究所の教授を務めていたが、第二次世界大戦中は亡命を余儀なくされていた。社会学についての理論的な研究の他、本稿で対象とするような実証的社会心理学の研究も手がけていた。前節であげたような尺度開発には相当の実証的手腕が必要とされるが、現在も残る尺度を、膨大な質問紙調査の結果残している。

「権威主義的パーソナリティ」研究ではカリフォルニア大学のサンフォード教授とともに全体責任者を務めるとともに、「パーソナリティ諸要因に相関する社会学的諸次元を導入し、権威主義に対応する性格学的諸概念を明らかにした。彼は、また、さまざまな面接素材について、それらのイデオロギー的側面を社会理論の文脈から分析する作業に従事した。」（p.7）

このように、アドルノは権威主義的パーソナリティが社会心理学上の理論としてもしっかりした基礎を持つように理論的整備を行ったと言える。そしてその際によりどころとしたのはフロイトの理論であった。この点は、今日に至るまで大きな論点の一つとなっている。

アドルノは、音楽についても才能豊かな人物であり、自ら作曲して作品を残したほか、音楽批評活動も行っていた。

アドルノ他の研究の目的

アドルノ他の研究グループが権威主義的パーソナリティの研究を行ったのは、もともとはAmerican Jewish Committeeが1944年に反ユダヤ主義についての社会科学的理解を深めるために依頼した研究であり、この研究は、ナチの心理学者とは別に行われた。彼ら自身は、研究の目的については（Adorno et al., 1950）では、潜在的ファシストたる個人の中に共通点を見だし、その成立過程について明らかにすることにあるとしている。具体的には次のように述べられている。

「私たちの主要な関心は、潜在的にファシスト的な個人、つまり反民主主義的な宣伝に特に動かされやすい個人に向けられていた。」「ファシズムが将来かなりに強大な社会運動になるようなことがあれば、容易にそれを受け入れそうなきざしを示している人びと、こういう人びとを見つけ出すことは難しくなかったのである。」「ファシストの宣伝にとくに動かされやすい人びとに非常に多くの共通点があることは、この研究の主要な成果の一つとして明らかになっている……。」そして、「潜在的にファシスト的な個人が存在するとして、彼は正確にいうと、どういう人間なのであろうか。反民主主義的な考え方は何によって作り上げられるのか。その人格の内面を組織している力はどのようなものなのか。こういう人間がいるとしたら、私たちの社会にどの程度幅広く存在しているのか。そして、こういう人間が存在するなら、彼の成長を規定してきたものは何であり、その成長の過程はどのようなものであるのか。私たちの研究はこれらの問題を多少とも解明しようと試みたものである。」（pp.10-11）

その上で、イデオロギーとパーソナリティの深層にある欲求の二つを区別し、イデオロギーとパーソナリティとの相関を発見する試みであるとしている（p.17）。

ここでいうイデオロギーとは「いろいろな意見・態度および価値が一つに組織されたもの——人間と社会についての一つの思考方法」（p.12）であり、パーソナリティとは「個人の内部にあるいろいろな力が多少とも永続的に組織されたものである」（p.16）とされている。

これらの二つの間の関係をみることには、どのような意味があったのだろうか。それについては、(Adorno et al., 1950) のパーソナリティが生まれる背景についての考え方をみることで考察することができるだろう。「パーソナリティの形成過程における環境諸力の影響は、一般に、その力が個人の生活史において作用する時期が早ければ早いほど、深くなる。パーソナリティの発達に及ぼす影響のおもなものは、家庭生活を背景として進められる子どものしつけのなかで生まれてくる。そこに生じる影響は経済的・社会的要因によって深く規定されている。なぜなら、子どもをしつけようとする家庭は、いずれもその所属している社会集団・人種集団・宗教集団のやり方によってしつけを進めるからであり、さらになまなましい経済的要因が両親の子どもに対する行動に直接に影響するからである。」(p.17)

そして、社会的背景に伴って、個人の中に子どもの頃から形成されてきた欲求等の準備状態であるパーソナリティとイデオロギーの関係をみることで、イデオロギーに対する社会学的要因のうち重要な影響を与えるものは何なのかが理解されるとしている。すなわち、「一般的な接近方法からすると、パーソナリティはイデオロギーに対して社会学的な影響を媒介するものと考えられる。」それはおそらく、パーソナリティがその形成過程において社会からの影響を大きく受けるからであろう。「パーソナリティの役割を明らかにすることができれば、どのような社会学的要因がもっとも決定的なものであり、どのような仕方でその効果が発揮されるのかということが、いっそうよく理解できるであろう。」

以上よりすれば、この研究が目指していたものは、社会的諸要因がパーソナリティによって媒介されて個人内のイデオロギーに対して影響を与えるとき、その影響の在り方を明らかにしようとしたものであるとまとめることができるだろう。そしてイデオロギーは個人内における様々な社会的態度等の集合体であり¹³⁾、パーソナリティは個人の生活史において社会的環境から影響を受けながら発達させた個人内における反応のための準備状態である。

もし反民主主義的な社会的態度、そしてそれに呼応するような個人内の反応

の準備状態であるパーソナリティが形成されるならばそれはなぜなのかを明らかにすることが、(Adorno et al., 1950) の目的であったということができらるう。

その研究をどのような方法で行ったのか、次の項では彼らの研究の方法についてその概要をみていこう。

方法：質問紙とデータ収集の手続

彼らがとった研究には、大きく二つの方法があった。一つは質問紙調査と臨床的面接技法であった。ここでは主に前者について、その方法をみていこう。「集団研究」、ここでは多人数に対する大量の人格測定を行うことを意味するが、それに用いられたのは質問紙法であった。質問紙は(1) 事実に関する質問、(2) 意見—態度尺度、(3) 自由記述、の3つのセクションからなっていた。

(1) は、過去の集団所属、教会、政党などについて尋ね、職業や収入についての質問項目であった。(2) は、この研究の当初から用いられたもので、反ユダヤ主義、人種の排外主義、政治—経済的な保守主義を測定するために入れられた質問項目群であり、後にそれぞれが人格尺度として使用されるものである。(3) の自由記述は、臨床的面接技法の投影法のように、回答者に曖昧で情緒的な刺激を与えて回答者の反応を見るという質問となっていた。

この質問紙を、大学生から始め、1945年1月から1946年6月にかけて、主として3つの異なった型の質問紙を合計2099人に対して配布して回答を求めたものであった。その中には、社会奉仕クラブのメンバー、精神分析の治療対象者、軍人、労働者、PTAのメンバー、宗教団体のメンバー、受刑者など、数人あるいは数十人～最大でも140人の集団に対して何度も質問票を配布してデータを収集したのであった。

13) それが非常に複雑であるが故にその一部でも測定することは困難を伴う仕事であることは(Adorno et al., 1950) においても自覚されている。現実の研究としては、理論に従って有意と思われる部分を抜き出して取り上げることになる旨述べられている。

質問紙中の権威主義尺度（Fスケール）

尺度については一般に、それらの質問項目で測定する内容が尺度ごとに一貫していることが求められる。現在は広く普及した統計的手法¹⁴⁾で、収集したデータから容易に一貫性の程度を計算することができるが、アドルノ他の研究が行われた当時は、現在のようにコンピュータが普及していなかった。そのため、尺度の一貫性を確認しながら作成していくことは困難であり、「(質問紙の尺度の) 諸項目は、明らかに、このようなかたちで首尾一貫するのは期待できなかった。統計的に要求しえたことは、諸項目が全体尺度と適切な度合いで相関していることであった。」(p.29) この点は、現在の目から見た場合、この研究の方法論上の大きな限界となっていると言えるだろう。

そのような限界を抱えながらも、彼らは反ユダヤ主義を測定する尺度（A-Sスケール）と自民族中心主義（人種排外主義）を測定する尺度（Eスケール）を開発した。それらの開発が一定の進捗を見せたところで、権威主義尺度（ファシズム尺度、Fスケール）が開発された。この尺度は、A-SスケールとEスケールとの相関を持ちながらも、パーソナリティの平面における反民主主義的な傾向を量化するという目的を持って開発されたものであった。その中にはどのような質問項目が含まれていたのであろうか。次項では、Fスケールの理論的前提を確認したうえで、Fスケールが測定しようとした人格特性を示しながら質問項目についてみていくこととしたい。

権威主義的パーソナリティの9つの特徴

Fスケールの開発は、「厳密な経験的手法にしたがわなかった。」Fスケールの質問項目のそれぞれについて一つまたは複数の仮説があった。その仮説は、A-SスケールとEスケールの結果、投影的自由記述、そして面接と主題統覚調査（TAT）から得られた素材であった。

それらの実施済みの調査の結果から、「どのような種類のパーソナリティ特

14) クロンバックのアルファという指標を算出することで尺度の一貫性の指標を得ることができる。

性が最も重要な意味を持つものになるのか」特定された。たとえば反ユダヤ主義尺度において高い得点を示した人物が、さらにユダヤ人は慣習としての道徳的価値に違反することを理由として述べている場合、その人物には慣習化している諸価値に対して強固な固着を持つという人格傾向を持つものとの仮説が立てられた。同様にして仮説が立てられた人格的特徴は次の9つになった(p.54)。

「(1) 因襲主義。慣習化した中産階級的諸価値に対する固着。(2) 権威主義的従属。内集団¹⁵⁾の理想化された道徳的権威への追従的、無批判的態度。(3) 権威主義的攻撃。慣習化した諸価値に違反する人びとを見つけ出し、これを非難し、排除し、処罰しようとする傾向。(4) 反内省的態度。主観性、想像力及び柔軟な精神に対する敵対的態度。(5) 迷信とステレオタイプ。個人の運命に関する神秘的な規定への信仰。固定したカテゴリーで志向する傾向。(6) 権力と「剛直」。支配—従属、強者—弱者、指導者—信奉者の平面での潜入主見。権力者への自己同一化。自我の因習的な属性を過度に強調すること。強力と剛直を誇大に主張すること。(7) 破壊性とシニシズム。人間的なものへの一般化された敵対と悪意。(8) 投射性。粗野で危険なものが世界に増大しつつあると信じ込む傾向。無意識の情緒的な衝動を外部に投射すること。(9) 性。性的な行為への誇張された関心。」

以上のような人格特性が折り重なって、潜在的に反民主主義的なパーソナリティが形成されるものとの仮説が立てられたのであった。そしてそのようなパーソナリティが測定されていることを回答者に知らせることなく、また具体的に敵意の対象となる集団等を挙げずに偏見等を測定する尺度として構成されたのである。

15) 自己が所属する集団のことであり、自己と同一視されることもある。

アドルノ他の研究への批判

以上のように構成されたFスケールは、1950～60年代の政治心理学研究において大に使用された。しかし、この尺度に対しては、まずは方法論的な批判がむけられうるであろう。著者自身が認めているように、この尺度は厳密な経験的手法に基づいて作られていなかった。この点がまず批判の対象となりうるだろう。

このような尺度の作り方は、専門家の側が自らの理論に基づいて項目を案出して作った、いわゆる「論理的質問紙」である。それが実際に測定したい人格特性を本当に測定しているか、つまり妥当性が十分に高いかどうかには問題がある。

アドルノ他はもちろん、実際にデータをとって弁別力の有無を確かめてはいるが、質問項目の収集のところで自らの理論に基づいた項目を案出する方法をとっている以上、理論を開発したアドルノ他の研究者にとってわかりやすくなっていても、回答者にとっての意味とはまたずれている可能性を残している。

それだけではなく、一つの質問項目が理論的に複数の特徴にかかるとして作られていた。たとえば、「権威に対する尊敬と従属とは、子どもたちが学ぶべきもっとも重要な美德である。」という項目は、因襲主義と権威主義的従属の双方にかかわる質問項目とされていたし、「しつけや慣習、マナーのよくない人が、礼儀ただししい人びとと交際することは、ほとんど期待できない」という項目は、因襲主義と権威主義的攻撃の双方にかかわる質問項目とされていた。

このように理論的考えられた因子の複数に関わることになる質問項目が含まれている場合、データを収集して分析する場合に、理論的な因子に質問項目を分類できなくなるため、大いに問題になる。

また、偏ったサンプルから結論を一般化しすぎであるという批判（Brown, 2004）もある。確かにアドルノ他の研究グループでは、2,000以上に及ぶサンプルの獲得に成功している。また、研究の手始めを大学生から始めたのも、研究の実行可能性からは妥当であると考えられる。しかし、その後のデータの積み増しの際にも社交グループや労働者グループ等、たまたま彼らが回答者を得る

ことができた集団に対して調査を行っている。これはレスポンスバイアスのある社会調査となっており、結論の一般化の上で大きな制約となる。

また、彼らの方法論的にユニークな点として臨床的面接技法を用いた点が上げられるが、それについても臨床的面接技法の実施において手続的な統制が十分に行われていなかったという批判がなされた。

さらに、考察の面については、彼らが調査や面接で得た経験的知見について、権威主義や自民族中心主義の観点からの説明が与えられていたが、より多面的に結果を考察することと怠っているのではないかという批判もあった。たとえば、アドルノ他の研究グループは家族的要因に権威主義的パーソナリティの形成の原因を求めたが、文化的要因があるかもしれないことが指摘されている。

アドルノ他の研究改善策

以上の方法論的・理論的批判に対しては、様々な克服の試みがなされている。たとえば、Altemeyer (1981) においては、アドルノ他があげていた9つの特徴を分析し、3つの特徴としてまとめた。それは、権威主義的攻撃性、権威主義的服従、保守主義の3つである。これをもとに、Altemeyerは新しい尺度“right wing authoritarian scale (RWE)”を開発した。この尺度についても経験的研究が行われており、この尺度も自民族中心主義をよく予測するという、測定についての信頼性と妥当性が確認されている。

権威主義的パーソナリティと陪審

このような問題も指摘され、克服のための試みも行われてきたが、1980年代前後に陪審への参加と権威主義的パーソナリティの関係が研究された。権威主義的パーソナリティを持った人物は自他への不信や敵意 (Ray, 1980) をもち、また、そもそも権威主義的パーソナリティは民主主義に対して潜在的に敵対的な態度を持つであろう人物のパーソナリティ上の特性を摘出しようとしたものであるために、陪審を含めた司法への市民参加などの民主主義的制度に反する社会的態度をもつと予想される。

陪審の意思決定への権威主義的人格の影響に関する研究によると、たとえば、Bray（1978）は、学生257人を対象に次のような実験を行った。

まず、学生の実験参加者に対してAdorno et al.（1950）のFスケールによる測定を行い、学生参加者を高権威主義者と低権威主義者に分類した。そして彼らに殺人事件に関する模擬裁判を聞かせた。そして評議せずに個人の判断として有罪かどうか、有罪の場合にはどのくらいの罰を科すべきかについて回答させた。そして学生同士6人でグループを作って同じ問題について話し合い、集団での結論が出た後で再び個人で判断させた。

結果を見ると、高権威主義者は有罪の結論を下すことが個人としてもグループとしても多かった。そして、より厳しい刑罰を科す傾向があった。さらに、評議の前後の個人意見を見ると、高権威主義者の方が低権威主義者よりも変わっている回答者の割合が高かった¹⁶⁾。

さらに6人集団での評議の結果は、一人でした判断よりも、高権威主義者グループはより厳しい方向に、低権威主義者グループはより寛大な方向に変化していた。このこと自体は集団極化現象（Myers, 1976）としてこの研究よりも前に知られていたことであるが、高権威主義者の方が低権威主義者よりもより大きく態度を変化させていた点が新たな発見であった。

また、Narby & Cutler（1993）はそれまでに発表された20の研究を対象に、権威主義と評決の関係が一貫してみられるかを調査した。それによっても権威主義的人格傾向の強い陪審員は有罪決定や重い刑罰の決定をする傾向が見られた。この研究ではAdorno et al.（1950）のFスケールのほか、「法的権威主義」尺度（Boehm, 1968）の得点等をもとに検討した。法的権威主義尺度は、法的場面において権威主義と同様の傾向があるかどうかを測定する質問項目群である。

その結果によると、権威主義と評決の間には関連が見られた。特に、法的権威主義と評決の結論の間には、より強い相関が見られた。この論文では、voir

16) 高権威主義者で27.3%、低権威主義者で13.6%であった。

direの際に質問紙調査を行い、法的権威主義傾向の高い陪審員候補者を外すことができれば、偏見を持った陪審員を除くことに役立つだろうと考察している。

この論文ではあくまでも訴訟手続における実際的（practical）な含意について考察しているため、このような結論を論文で出していると思われる。権威主義的傾向を持った人を陪審候補者から除くという方略は、この論文の筆者は弁護人の戦術として提案している。

確かにそれは実際的で有用であると思われるが、そのように知識を用いることについての倫理的問題については指摘されておくべきだろう。さらに、権威主義的傾向を持った市民は不都合だから外す、という以上の意義についての考察も必要であったと考えられる。

ここに示した例に見られるように、権威主義的パーソナリティと陪審についてこれまで行われた経験的研究（実験や調査など）の多くは陪審員としての行動と権威主義的パーソナリティとの関連、特に評決との関係であった。たしかに権威主義的パーソナリティを持った人物がどのような結論を下すのかについては、実際の観点から重要な情報を提供するだろう。ただ、陪審の持つ民主主義的意義や教育的意義の観点からの検討が必要とされているように思われる。

権威主義的パーソナリティと裁判員制度についての考察

本稿では、ここまでに裁判員制度導入の意義について考察し、そして権威主義的パーソナリティについて今日の基礎を築いたAdorno et al. (1950) によって概観した。

では、以上をもとにして、権威主義的パーソナリティと民主的司法制度への参加、特に裁判員制度への参加についてどのように考えられるであろうか。

権威主義的パーソナリティと裁判員制度の関わりのうち、実際的な面に関しては陪審に関する先行研究と同様になる可能性が高いと思われる。たとえば、権威主義的パーソナリティの持ち主は被告人に厳しく、高権威主義者が集まった評議した場合、評議ではより厳しい処罰の方向に態度を変容させるだろう。

そしてその変化量は、低権威主義者よりも大きくなるかもしれない。

以上は米国における陪審研究からの予測であるため、文化的にも制度的にも異なる日本においてそのまま当てはまると言い切ることはできない。また、そもそもBray（1978）のデータを見ると、高権威主義者と低権威主義者で意見を変容させたものの割合の違いは、統計的には有意であるものの、目を見張るほど大きな差があるわけではない。したがって、この知見は頑健なものともまていうことはできず、日本において裁判員制度を前提とした実験を行った場合、違った結果になる可能性もある。日本における実証研究が別途必要になるだろう。

ただ、上記の問題は、日本において独自の実験を企画し実施し、データを収集すれば答えを出せる問題と思われる。そして、米国等における先行研究の結果との比較も可能であろう。それによって権威主義低パーソナリティが市民の意思決定に与える影響の仕方の違いについて論ずることも可能だろう。裁判員制度を実施運営していく上で、そのようなデータは有用であろうし、制度実施に当たって袖手されるべきだろう。

問題はそれだけではない。現在我々が考察を進める上での基礎となっているAdorno et al.（1950）では、権威主義的パーソナリティは、反民主主義的な傾向、あるいはファシズムの宣伝が行われたときに、それに従ってしまうであろうような人物が持っている人格傾向の特徴を、調査結果を基にまとめるところから始まったものであった。

ただ、その分け方は彼らの調査結果に基づく理論によって生まれてきたものである。それが正しいかどうかは不断にデータによって確かめられる必要があるだろう。また、その人格特徴の分け方が筋の通ったものだったとしても、本当に反民主主義的な人物が共通して持っている人格をうまくすくい取っているかについてもまた、検討される必要があるだろう。

これは人格特性についての妥当性の問題である。この相当に人格心理学的な問題に関しては研究が進められており、たとえばAltemeyer（1981）は、Adorno et al.（1950）が9つに分けた人格的特性を3つにまとめ上げ、それに

対応する質問項目を開発した。これが現在でも妥当するか、よりよい形はないか、日本においても妥当するかについては人格心理学上の問題として取り組むことが可能だろう。

そして、民主主義的司法参加制度の実際の側面に関する問題、権威主義的パーソナリティの内容に渡る人格心理学的問題のさらに深いところにある問題としては、市民が積極的自由を体現していこうとする社会を実現する際に、権威主義的パーソナリティ、さらにそのパーソナリティが媒介する社会の諸状況はどのような関係にあり、どのように実現を促進し、あるいは阻害するのかについて明らかにするという問題が考えられる。

それは、次のようなことである。すなわち、我々は推論において「基本的帰属の誤り (fundamental attribution error)」を起こしがちであり、様々な出来事の原因を帰属するにあたり、状況の要因を軽視する傾向がある。そうなる、社会を変化させるには人びとの内心や「意識」を変えることが重要であり、人びとの「意識」の変革にはマスコミ報道や宣伝、教育をその手段とするべきであると考えがちになる。つまり、内心に保持しているものを変えさせるために、説得を伴う働きかけをすることを考える傾向があるのである。

そしてもし、権威主義的パーソナリティには民主主義的司法参加制度にとって問題があるという指摘がなされたならば、我々はその人格を変容させるために、そのような人格を持った人にその人格を変えるような説得を伴う働きかけを何かなすべきなのではないか、と考えるかもしれない。その考えの背後にあるのは、人格形成と形成された人格は完全に個人内の過程であり、その個人の意思で、あるいは完全に意思のコントロール下にはなくとも、その個人に対して説得等の働きかけを行うことで変容させることができるという仮説であると思われる。

しかし、Adorno et al. (1950) が前提とするように、もしその人格が社会的状況を背景として形成されるものならば、その人格特徴が形成される社会的諸条件に着目し、場合によってはそれらを制度的に変化させていくことではないだろうか。そのためには、人格特性の特定、それが本当に反民主主義的な行動

や行動の準備状態と結びついているかの検討、そしてそれが結びついているとした場合に、人格特性が生み出される社会的背景とそのメカニズムあるいは因果関係、因果関係の強さの程度を特定していくが必要になるだろう。

もし権威主義的パーソナリティの存在、そしてそれを生み出す社会背景の存在は、民主主義的司法参加制度にとっても否定的な効果をもたらすことになるならば、我々が裁判員制度の実施に当たって、そしてそれを通じて市民が積極的に社会過程に参加していけるように民主主義的司法参加制度を運用して行くに当たって必要になってくる対策の一つとして、そのようなパーソナリティが生ずるような社会的状況を特定し、必要に応じその社会的状況に働きかけることであると思われる。

社会的背景と因果関係の特定は、Adorno et al. (1950) においても、その後の研究においても行われてきた。そうだとすれば、我々が行うことの一つとして、さらにその特定を進めること、かつて行われた特定が今も有意義なものであるか絶えず検証していくことだろう。そして、権威主義的人格と、積極的自由の達成のために育成される人格諸特性間の関係を明らかにすることが必要であると考えられる。

終わりに

「この国がファシズムへの道を歩むかどうか、それは民衆が決めなければならない問題である、と私たちは思う。」(Adorno et al., 1950) アドルフ他が権威主義的パーソナリティについて研究した際、すでにファシズムは崩壊していた。しかしもし、再び同じような社会的情勢が巻き起こり、そしてまたファシズムが台頭していく状況が繰り返されたとしたら——そのとき、最終的にドイツがファシズムへの道を歩むかどうかは、多くの国民がフォロワーとしてそれを受け入れ、したがって行動するかどうかによって決まる、という趣旨の言葉である。ともすれば指導者側のみに目がいきがちな我々にとって、指導者とともにそれに従う者にも解明されるべき特性と、行動の選択可能性があることについて

て注意を喚起している言葉であると評価できるだろう。

その表現を借りれば、この国が民主的司法参加への道を歩むかどうか、それは国民が決めなければならない問題である、というべきだろう。たしかに裁判員法は成立した。

しかし、裁判員法はそれだけではおわらない。法律が成立した後、有能な官僚がそれを実施するのを待っていればいいわけではなく、国民が自ら積極的にその責任を分担し、法曹との相互信頼のもと、豊かなコミュニケーションをしていかなければならないからである。それがなされなければ裁判員制度は導入の趣旨を達成する可能性を失って空洞化していくことになるだろう。

裁判員制度導入の趣旨が達成されるための諸条件は何か？ 裁判所は実際の側面から調査を行い、その問題に解答を与えようとしている。それでは、裁判所等関係者の努力によりスムーズな運営が確保されたときに、制度導入の趣旨が達成されるための社会の諸条件は何か？ が次の段階の問題として立ち現れる。

「次の段階の問題」について考えるにあたって、権威主義的パーソナリティを持ち出すのは、古すぎるのだろうか。あるいは、場違いだろうか。たしかに、Adorno et al. (1950) を見れば、時代背景とその文脈において語られる「イデオロギー」や「ファシズム」といった言葉に、一瞬、古色蒼然とした感さえ受ける。また、本文において語られる、パーソナリティと行動との比較的単純な因果を信じている様も、現在の態度—行動間の関係の諸研究の結果から見ると、いささか無邪気にも映ずる。

しかし、パーソナリティが社会的諸変数と人間の行動との間を媒介するものであるという前提、つまりパーソナリティも社会的なものであるという洞察、そして反民主主義的なものに従っていく人物に共通するパーソナリティ上の特性を析出した成果は、その後様々に批判され、さらに洗練されたものが後に出てきているとしても、今でも通用する洞察を含むものとして、また現在の到達点を知る際の大前提として、今なお有用であると考えられる。

そこで、本稿は権威主義的パーソナリティと民主主義的司法参加制度への参

加の実現との関係を探るといふ、本年から始まった筆者の研究の最初のステップとして、権威主義的パーソナリティの古典と、裁判員制度導入の趣旨を振り返り、両者に共通する問題を設定して今後の検討の出発点を設定しようとしたものである。

本来であれば、陪審制度は民主主義の学校であるとして、陪審の政治的な意義について考察を残したトクヴィルを無視することはできないし、また民主主義的司法参加制度と自由についての問題も避けるべきではないだろう。次に述べるように、最終的には筆者の目的が、現在に至るまでに示された様々な洞察を経験的に検証することであるとしても、まずは本稿で扱う問題に関して主要な先行研究を十分に渉猟した上で仮説を抽出し設定すべきだろう。しかし、本稿ではそこまで到達することはできなかった。その点に関しては引き続き検討を進め、今後の課題としたい。

データによって洞察や仮説を検証することの重要性に関しては、Adorno et al. (1950) は、今よりもデータ分析等のデータをとるのが大変な時代に「反民主主義的な人間についての洞察や仮説は、すでに現代の一般的な文化的な風土のなかに存在しているが、それらは膨大な骨の折れる観察によって、多くのばあいその量化された結果によって支持されなければ、異論の余地のない確かなものとみなすことはできない」(p.13) としているとおりである。

我々は社会について、人間について様々な考察を重ねている。様々な法解釈の背後にある人間や社会に対する見方、倫理観も、解釈者の人間や社会についての洞察を、意識的ないし無意識的に下敷きにしていることがある。しかし、それらの信念は、データによって検証されているだろうか。おそらく、体制化された手続によって確かめられた確かな知識もあるであろうし、不確実なデータによって確かめられた知識もあるだろうし、特にそのような検証は経ていないものの、ほとんど常識として承認されている、社会に対する認識もあることであろう。そして、可能な限り確実な知識に基づいて社会や人間について洞察し、それらをもとに法の運用を考えていくことが望ましいだろう。そうであるならば、法の解釈や運用と一見距離があるように見える社会心理学的研究も、

人間や社会についての洞察をあたえ、また観察によってそれらの洞察の適否を確かめることで知識化していくという意味で、法の運用を支える基礎法学の一環として必要とされることが認識されてくるように思われる。

社会心理学や社会学は観察の結果を量的な形で測定し、それを元にして始めて議論が可能になる側面を持っている。したがって、純粹に理論的な研究をのぞけば、多くの通常の研究には実験や調査などの観察の作業が伴う。観察の作業は、華やかとは言えない。質問票を印刷したり、回答者の回答を待ったり、回答をコンピュータに打ち込んだりといった地味な作業の連続である。むしろ解釈学のように、ある概念の新しいとらえ方を作り出したり、あるいは解釈に必要な概念そのものを考え出したりする作業の方が華やかな側面を持つかもしれない。しかし、概念または新しいとらえ方、すなわち仮説は、観察によってその適否を確認する作業が必要である。

そして、調査や実験等の観察を行うことで、様々に提供された洞察の数々のうち確実と考えられるものを、我々の社会と法を考える素材として提供していきたい。本稿が、不十分ながらその第一歩となればと念願しつつ本稿を閉じることとしたい。

謝辞

本稿は、日本学術振興会 科学研究費補助金 若手研究B 課題番号20730003「権威主義的人格傾向が司法の市民参加に及ぼす影響についての研究」(研究期間：平成20年度～平成22年度)の成果の一部である。

引用文献

- Adorno, T. W., Frenkel Brunswik, E., & Levinson, D. J. & S, R. N. (1950). *The authoritarian personality*. New York: Harper and Brothers. (田中義久・矢沢修二郎・小林修一 (訳), 1980, 権威主義的パーソナリティ, 青木書店)
- Altemeyer, B. (1981). *Right-wing authoritarianism*. University of Manitoba Press, Winnipeg.

- Bem, D. J. (1967). Self-perception: An alternative interpretation of cognitive dissonance phenomena. *Psychological Review* **74**,183-200.
- Boehm, V. (1968). Mr. Prejudice, Miss Sympathy, and the authoritarian personality: An application of psychological measuring techniques to the problems of jury bias. *Wisconsin Law Review*, **1968**, 734-750.
- Bray, R. M. & N, A. M. (1978). Authoritarianism and decisions of mock juries: Evidence of jury bias and group polarization. *Journal of Personality and Social Psychology*, **36**, 1424-1430.
- Brown, R. (2004). The Authoritarian Personality and the Organization of Attitudes. In J.T.Jost & J. Sidanius (Eds.), *Key readings in social psychology*. Psychology. Pp.39-68.
- Fromm, E. (1941). *Escape from freedom*. Farrar & Rinehart, inc. (日高六郎訳, 1965, 自由からの逃走新版, 東京創元社)
- Hans, V. P. & V, N. (1986). *Judging the Jury*. Plenum Pr.
- Jost, J. T. & S, J. (Eds.) (2004). *Political psychology: Key readings*. Psychology Press.
- Myers, D. & L, H. (1976). The group polarization phenomenon. *Psychological Bulletin*, **83**, 602-627.
- Narby, D., & Cutler, B. & M, G. (1993). A meta-analysis of the association between authoritarianism and jurors' perceptions of defendant culpability. *Journal of Applied Psychology*, **78**, 34-42.
- Ray, J. J. (1980). Authoritarianism and hostility. *Journal of social psychology*, **112**, 307-308.
- Smith, E. E., Fredrickson, B., & Loftus, G. & N-H, S. (2003). *Atkinson and Hilgard's Introduction to Psychology (14th Edition)*. Thomson: Wadsworth. (内田一成 監訳, 2005, 第14版ヒルガードの心理学, プレーン出版)
- Strack, F., & Martin, L. L. & S, S. (1988). Inhibiting and facilitating conditions of the human smile: A nonobtrusive test of the facial feedback hypothesis. *Journal of Personality and Social Psychology* **54**, 768-777.
- Tapp, J. L. (1987). The jury as a socialization experience: A socio-cognitive view.

Advances in Forensic Psychology and Psychiatry, **2**, 1-32.

Tomkins, S. S. (1962). *Affect, imagery, consciousness: Vol. I. The positive affects*. Springer: Oxford.

Ziller, R. C. (1957). Group size: A determinant of the quality and stability of group decisions. *Sociometry*, **20**, 165-173.

岡田悦典・仲真紀子 & 藤田政博 (2006a). 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (1) —予備的アンケート調査から—, 南山法学 [南山大学], **29**, 23-62.

岡田悦典・仲真紀子・藤田政博 (2006b). 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (2) —予備的アンケート調査から—, 南山法学 [南山大学], **30**, 89-112.

岡田悦典・仲真紀子・藤田政博 (2007). 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (3) —予備的アンケート調査から—, 南山法学 [南山大学], **30**, 49-84.

司法制度改革審議会 (2001). 司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度<資料>, 自由と正義, **52**, 242-184.

中島義明・子安増生・繁榊算男・箱田裕司・安藤清志・坂野雄二・立花政夫 (編) (1999). 心理学辞典, 有斐閣.

内閣府政府広報室 (1990). 検察審査会制度に関する世論調査.

日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム (編) (2008). 裁判員時代の法廷用語—法廷用語の日常語化に関するPT最終報告書, 三省堂.

古江頼隆・佐々木正輝・佐藤光代・中川深雪・前田雅英 (2006). 裁判員のためのよく分かる法律用語解説, 立花書房.